

＜市民意見募集＞

「京都市における介護予防・日常生活支援総合事業の 実施内容」(案)について

【概要版】

- 介護保険制度の改正により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨として「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）が創設され、本市では平成29年4月から開始します。
- 京都市高齢者施策推進協議会*から提出された報告書「新しい総合事業の基本的な考え方について」を踏まえ、本市における総合事業の実施内容（案）を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

* 市民、事業者、学識経験者等で構成される高齢者施策の推進に係る市長の諮問機関



健康長寿のまち・京都

皆様からの御意見をお待ちしています！



ハブコメくん

＜募集期間＞平成28年7月27日（水）～平成28年9月2日（金）【必着】

■ 応募方法

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページ内の意見送信フォーム、持参のいずれかによる方法で提出してください（様式自由）。

■ お問合せ・送付先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階 京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
（電話）075-251-1106 （FAX）075-251-1114
（電子メール）cyoujyu@city.kyoto.lg.jp
（ホームページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000202102.html>

※ 上記ホームページで、実施内容（案）の全文（指定基準の記載を含む）も掲載しております。

■ 御意見の取扱いについて

御意見につきましては、意見募集終了後に、個人に関する情報を除き、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表します。また、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

平成28年7月

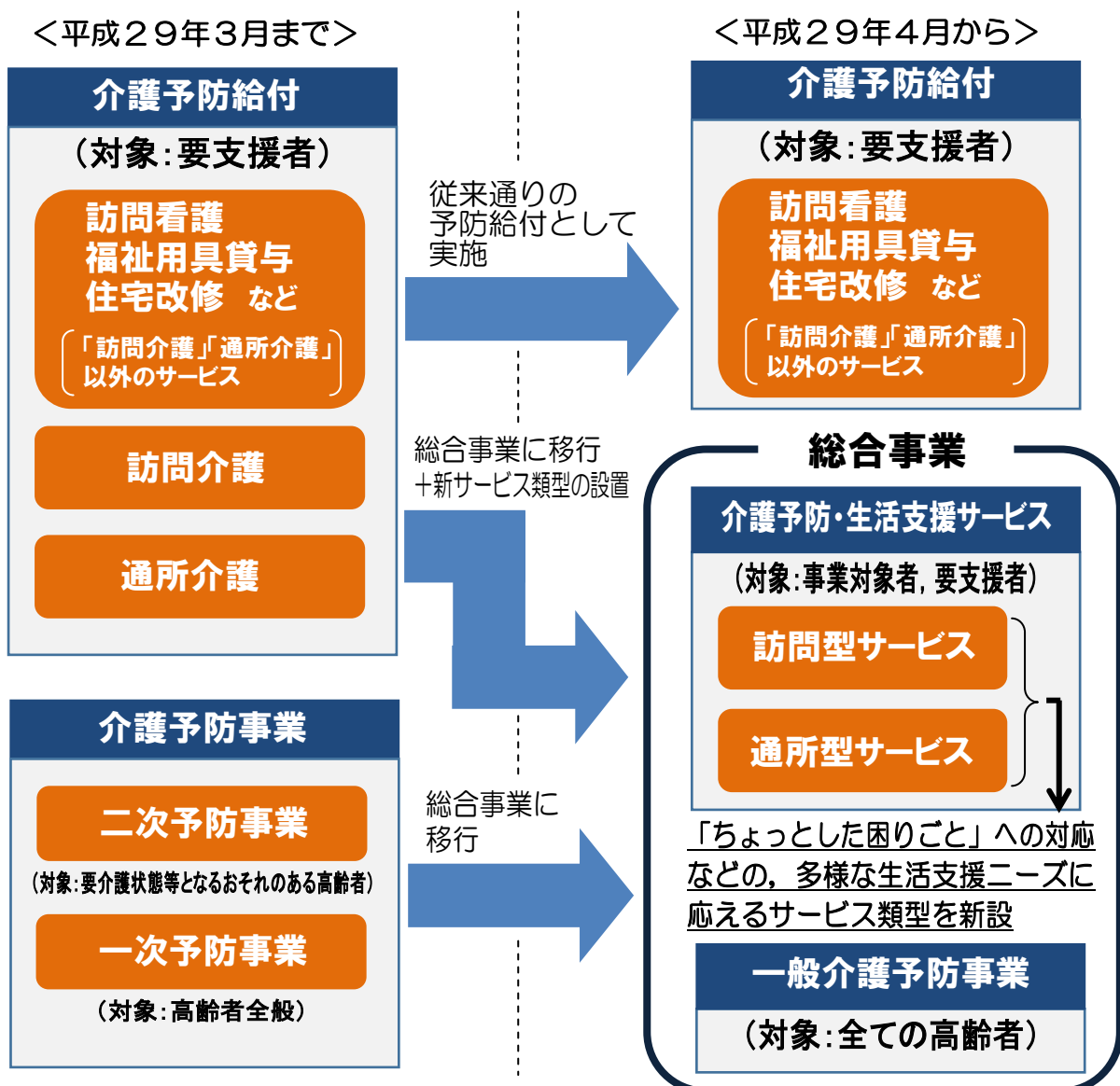


京都市
CITY OF KYOTO

1 総合事業の概要

- 団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に合わせて、「地域包括ケアシステム^{*}」を構築していくことが求められています。
 - ※ 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
- このような中、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される総合事業が創設され、これまで全国一律の基準で提供してきた要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスについては、市町村が中心となって地域の実情に応じた取組ができる総合事業に移行します。
- 本市では、平成29年4月から総合事業を開始し、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍（生活支援を担う担い手の裾野の拡大）を目指すとともに、今後、高齢化の進展に伴い上昇することが見込まれる介護保険料が、自然推計よりも抑えられるよう、計画的に取組を進めます。

本市における総合事業への移行



2 対象者と利用の流れ

(1) 対象者

ア 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）

- ① 要支援認定を受けた方（要支援者）（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方）

現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている方は、原則として、平成29年4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービス利用に移行し、引き続き訪問介護等を受けていただくことができます。

※ ただし、認定更新時期の到来前でも、平成29年4月以降であれば、本人の希望により、総合事業のサービス利用への移行が可能です。

- ② 基本チェックリスト※により事業対象と判定された方（事業対象者）

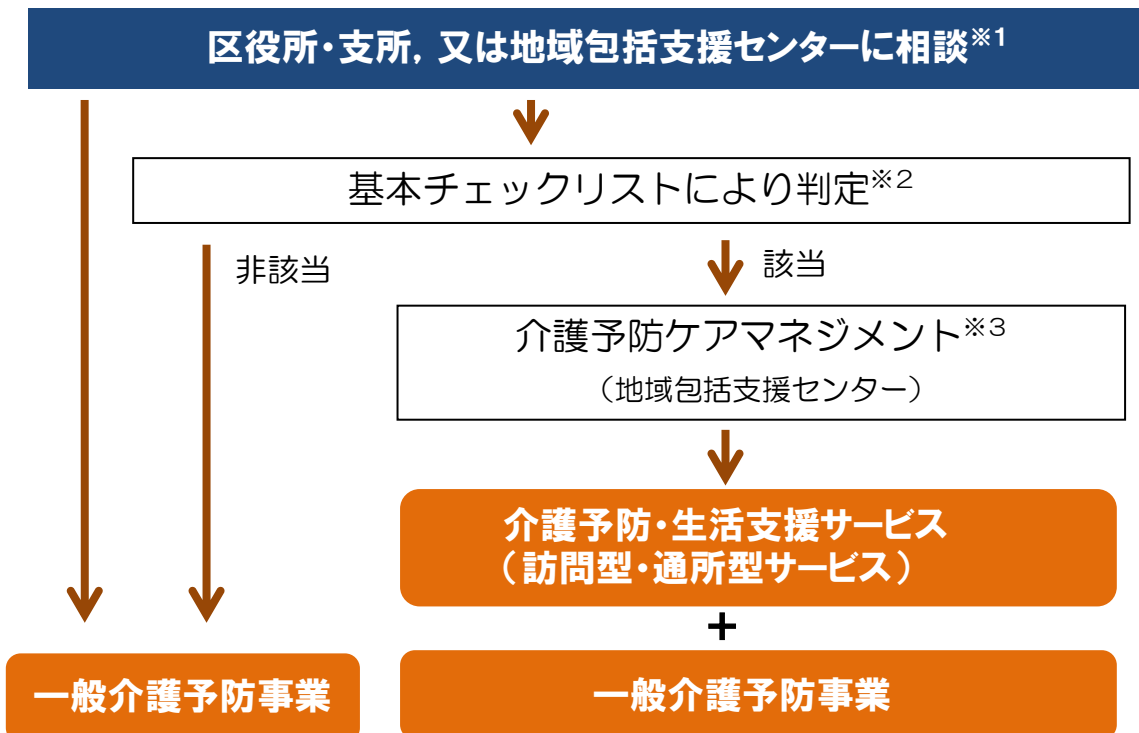
介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することによって、迅速なサービス利用が可能になります。

※ 運動器や口腔の機能、栄養や心の状態などを判定するための簡単な質問項目リスト

イ 一般介護予防事業（介護予防講座や地域の居場所の利用など）

65歳以上の全ての高齢者（第1号被保険者全ての方）等

(2) 総合事業の利用の流れ



※1 要支援・要介護の認定が必要なサービスの利用を希望される場合は、要介護認定の申請をしていただきます。

※2 要介護認定の結果、非該当になった場合にも実施します。

※3 要支援1・2の方に対しても、総合事業のサービスを利用するには実施します。

3 訪問型・通所型サービス

現行の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」相当のサービスのほか、多様な生活支援ニーズに応えるための新たなサービスを設けます。

(1) 訪問型・通所型サービスの内容

訪問型サービス

類型	内容	実施方法	指定基準	利用者の負担額
介護型ヘルプサービス	現行の「介護予防訪問介護」相当のサービス。 (事業所の訪問介護員等の専門職が家庭を訪問し、身体介護を中心として提供。)	事業者指定	現行どおり	現行どおり
生活支援型ヘルプサービス	事業所の訪問介護員等の専門職が家庭を訪問して、生活援助(家事)について対応。		緩和	「介護型」よりも低い
支え合い型ヘルプサービス	担い手養成研修*を受け、一定の技術や知識を習得した者が家庭を訪問し、掃除や買い物代行等を中心とした生活援助(家事)に対応。		緩和	「生活支援型」よりも低い

※ 本市が定めた標準カリキュラム及び標準テキストに基づいた研修で、介護保険制度や高齢者の疾病、衛生管理、生活援助術、秘密保持、緊急時・事故発生時の対応などを習得するもの。

地域支え合い型ボランティア ～ちょっとした困りごとに対応～

上記の事業者指定による取組とは別に、元気な高齢者等のボランティアが家庭を訪問して、ごみ出しや電球の交換といった、利用者の「ちょっとした困りごと」等に対応する住民主体の取組に対して、運営経費の一部を補助する仕組みを創設します。これにより、利用者の自立支援と、ボランティアとして活動する高齢者の生きがいづくり、相互に助け合う地域づくりを進めます。

通所型サービス

類型	内容	実施方法	指定基準	利用者の負担額
介護予防型デイサービス	現行の「介護予防通所介護」相当のサービス。 (デイサービスセンターにおいて、機能訓練や送迎のほか、必要に応じて昼食、入浴などを提供。原則として1回3時間以上の利用を想定。)	事業者指定	現行どおり	現行どおり
短時間型デイサービス	デイサービスセンターにおいて、機能訓練のほか、利用目的に応じて食事や入浴、送迎などを選択制で提供。短時間(1回3時間未満)の利用を想定。		緩和	「介護予防型」よりも低い
短期集中運動型デイサービス	デイサービスセンター等の施設において、週2～3回、専門職が運動指導を行うことで、身体機能の向上とセルフケアの習慣づくりを支援。原則3ヶ月間の利用とし、1回の利用時間は1時間～1時間半程度を想定。	事業者指定 (各区1箇所程度公募)	緩和	「介護予防型」よりも低い

(2) 報酬の体系

これまでと同じく1月当たりの報酬（月単位の定額報酬）を設定するとともに、サービスを組み合わせて利用することができるように、1回当たりの報酬を新たに設定します。

(3) 指定サービスの利用料

利用者負担は介護給付と同じ、サービス費用の1割（原則）又は2割（一定以上所得者）とします。

(4) 指定サービスの利用限度額

要支援認定を受けた方（要支援者）が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象と判定された方（事業対象者）の利用限度額は、予防給付の要支援1と同じとします。

(5) 指定サービスの利用頻度

事業対象者は、利用限度額の範囲内で、必要なサービスを必要な回数利用できます。

いつまでもいきいきと暮らし続けるための「介護予防ケアマネジメント」

訪問型・通所型サービスを利用する際には、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの実施が必要です。

■ 介護予防ケアマネジメントとは？

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等の心身の状況や生活上の課題、利用者本人の希望などを把握したうえで、目標を設定したケアプランを作成することなどにより、利用者が地域の中で生きがいや役割を持って暮らし続けることができるよう支援を行うものです。

利用者と目標を共有することで、主体的にサービスの利用が図れるよう、サポートします。

■ 実施方法

利用者の居住地を担当する地域包括支援センターが実施します。

■ 利用料

利用者負担はありません。



4 一般介護予防事業

地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防の取組を推進します。

(1) 介護予防把握事業

地域包括支援センターによる訪問活動や高齢者の見守りに関する事業を活用するなど、支援を要する高齢者（特に「閉じこもり」や「うつ」等，社会との接点が少ない方など）を把握し，介護予防活動につなげる取組を検討していきます。

(2) 介護予防普及啓発事業，地域介護予防活動支援事業

ア 地域での介護予防活動の拡充

地域介護予防推進センターにより，これまで以上に自主グループ育成をはじめとする「地域介護予防活動支援事業」に重点的に取り組んでいきます。

また，基本チェックリストで「閉じこもり」「認知症」「うつ」に該当する高齢者に対し，社会参加を促し，社会との接点を創出・維持していくために介護予防の観点からどのようなアプローチができるか検討を進めます。

イ 地域での介護予防活動の基盤の充実

「高齢者の居場所」については，身近な地域での多様な担い手により設置が進められており，孤立化や閉じこもり等の防止はもとより，通所型サービスを補完する役割も期待できるため，引き続き質的・量的充実を図り，参加者や通いの場の拡大を進めます。

(3) 一般介護予防事業評価事業

体操などを行う住民運営の通いの場の実施状況や介護予防に関するボランティアの育成の状況等について情報収集・整理し，関係者間で情報共有・協議するなど，一般介護予防事業を含む総合事業の評価を行い，今後の総合事業の推進に活用していきます。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能強化に向け，リハビリテーション専門職が地域課題の協議の場に参画することや，自主グループの育成・活性化のために助言することなどについて，今後，関係団体との協議などを通じて，具体的な事業内容について検討を進めていきます。

**「京都市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容」(案)
御意見記入用紙**

※ このページを応募様式として御使用いただけます。

宛先 京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 FAX：075-251-1114

【御意見記入欄】

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください（該当するものに「〇」をつけてください）。

【年齢】 20歳未満・ 20歳代・ 30歳代・ 40歳代・ 50歳代・ 60歳代・ 70歳代・ 80歳以上

【性別】 男・女

【居住地】 京都市・京都市外（市町村名：_____）

<介護保険サービスを実施されている場合>

【実施事業】 訪問介護事業・通所介護事業・その他

※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

発行：京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
平成28年7月 京都市印刷物第283065号



この印刷物は、不要になりましたら
「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお
出してください。

